

## 埼玉県統計調査員確保対策要綱

(昭和49年10月28日企画財政部長決裁)

施行 昭和49年11月1日

改正 昭和51年4月1日、昭和62年4月1日、  
平成7年10月2日、平成12年4月1日、  
平成16年4月1日、平成21年4月1日、  
平成25年4月1日、平成27年2月26日、  
平成31年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、国及び県が行う統計調査の実施を円滑にするため、統計調査員を確保し、その資質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において統計調査員とは、統計法（平成19年法律第53号）又は埼玉県統計調査条例（平成20年埼玉県条例第60号）に基づく統計調査（以下、「統計調査」という。）のために統計調査員として大臣又は知事が委嘱した者をいう。

2 「統計調査員希望者」とは、統計調査員となる意思を有する者をいう。

3 「登録調査員」とは、統計調査員希望者として市町村に登録した者をいう。

(統計調査員希望者の登録)

第3条 市町村長は、各種統計調査を実施するため、統計調査員希望者の確保に努めるものとする。

2 登録すべき統計調査員希望者の数は、直近に実施した経済センサスー活動調査の調査区数に2分の1を乗じて得た数とする。但し、特に必要と認められる事情がある場合は、別途、知事が定めることができる。

3 登録は、市町村長が、統計調査員希望者の中から、適任者を選考し、本人の同意を得て行う。

4 登録においては、任意の様式の名簿に、氏名、住所その他知事が必要と認める事項を記載する。

5 登録にあたっては、本事業のほか、統計調査員の選任又は功績に関連して、前項の名簿に記載された情報が国及び県において利用されることについて、本人に説明し、同意を得るものとする。

(登録調査員の責務)

第4条 登録調査員は、次に掲げる責務を負うものとする。

- 1 統計知識の向上のために行う研修会等への出席
- 2 統計調査実施への協力
- 3 統計思想の普及  
(統計調査員の選考)

第5条 知事又は市町村長は、原則として登録調査員のうちから統計調査員を選考するものとする。

(統計調査員確保対策事業)

第6条 知事は、統計調査員確保対策事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 1 登録調査員情報の保管及び管理
  - 2 登録調査員の研修
  - 3 統計調査員のしおりの配布
  - 4 統計調査員だより等各種統計資料の作成及び配布
  - 5 市町村長が行う統計調査員希望者の確保、研修等に関する指導及び援助
  - 6 その他、統計調査員確保対策事業に必要なもの
- 2 市町村長は、統計調査員確保対策事業として、次に掲げる事業を行うものとする。
- 1 統計調査員希望者の募集
  - 2 統計調査員希望者の登録及び管理
  - 3 登録調査員の研修等
  - 4 統計調査員のしおりの配布
  - 5 統計調査員だより等の各種統計資料の配布
  - 6 その他、統計調査員確保対策事業に必要なもの  
(委託費)

第7条 知事は、市町村長が行う第6条第2項に掲げる事業に対して、統計調査員確保対策事業委託費取扱要領により委託費を支払うことができる。

附 則

この要綱は、昭和49年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。